

下松市営繕工事等における数量書公開に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、発注者の積算の透明性、客観性、妥当性を確保し、入札者の積算、工事費内訳書の作成の効率化を図るため、下松市が発注する建築工事、建築設備工事、建築外構工事及び建築物解体工事(以下「営繕工事等」という。)における予定価格のもととなる工事費内訳書(種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳書及び別紙明細書)から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの(以下「数量書」という。)の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(数量書の意義)

第2条 数量書は、契約上の拘束を受けない参考資料として公開するもので、建設工事請負契約約款第1条に規定する「設計図書」に該当しない。

(2) 数量書に関する質疑は受け付けない。

(3) 受注者が作成した内訳書の数量と下松市が公開した数量書の数量に差が生じた場合でも当該差のみをもって契約変更の対象とはしない。

(対象となる工事)

第3条 数量書の公開対象となる工事は、競争入札に付する全ての営繕工事等とする。

(公開の方法)

第4条 数量書の公開は、原則として設計図書の公開と同様の方法で行うものとする。

(公開の範囲)

第5条 数量書の公開の範囲は、共通費を除く資材等の数量とする。この場合において、数量を一式としている項目の根拠となる数量を記載した別紙明細書及び共通費の算定の際に、必要に応じて積み上げられる数量についても同様の扱いとする。

ただし、軽微なものや任意仮設に係る数量を記載した別紙明細書及び積上げ共通費については除くことができるものとする。

(数量書の積算基準)

第6条 数量書に記載する数量は、「公共建築数量積算基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)、「公共建築設備数量積算基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)それぞれの最新版に基づいて積算した数量とする。

附 則

この要領は、令和4年7月1日以降入札公告又は指名通知するものから施行する。